

平成20年3月24日 No.96

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部 パンション・パーソナルソリューション室

企業会計基準公開草案第24号

「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)(案)」の公表

公開草案の概要

➤ 会計基準の変更点

過去の利回りを考慮して割引率を決定することができる旨の記述の削除

退職給付に係る会計基準注解(注6)

安全性の高い長期の債券について

割引率の基礎とする安全性の高い長期の債券の利回りとは、長期の国債、政府機関債及び優良社債の利回りをいう。なお、割引率は一定期間の債券の利回りの変動を考慮して決定することができる。

なお書き部分を削除

➤ 基準適用に伴う会計処理

- 適用に伴い発生する退職給付債務の差異は、数理計算上の差異として、企業の採用する処理年数・方法に従って処理する。
- 重要性が乏しい場合を除き、影響額(費用処理額・未認識数理計算上の差異残高)を注記する。数理計算上の差異の処理が翌年度からであっても、注記は必要となる。

➤ 適用時期

平成21年4月1日以後開始する事業年度の年度末(早期適用可能)

3月決算の場合には平成22年3月期決算から適用する必要があります。

実務指針の改正について

公開草案において、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」の改正を検討することが適当である旨、記載されました。これにより、実務指針に示されている「『一定期間』とは、おおむね5年以内をいう」という記述等の削除が行われると考えられます。

- 本公開草案は、平成20年3月21日付で企業会計基準委員会より公表されました。
- 公開草案に対するコメントの提出期限は平成20年5月16日までとなっています。
- 公開草案の原文は、(財)財務会計基準機構のHPから入手可能。

http://www.asb.or.jp/html/documents/exposure_draft/taikyu-3/

< 割引率の見直しの背景 >

■ 会計基準の国際的なコンバージェンスとの関連

- ・ 企業会計基準委員会は、会計基準の国際的なコンバージェンス（収れん）に向けた取組みを、中長期的な取組み（国際的な議論と歩調をあわせる）と、短期的な取組み（国際的な議論に先立って議論を行う）に分けて進めることにしている。
- ・ 退職給付債務の計算における割引率の見直しは、このコンバージェンスに向けた取組みのうち、短期的な取組みとして行われるもの。
- ・ 退職給付に係る会計基準については、IFRS（国際財務報告基準）と日本の会計基準との相違点として、2005年7月に公表されたCESR（欧州証券規制当局委員会）による第三国会計基準の同等性評価に関連する「技術的助言」により、「割引率の取扱い」に差異があると指摘されていた。

■ 回廊アプローチと重要性基準との関連

- ・ 今回の改正案の審議において、回廊アプローチと重要性基準に関する議論が行われた。
- ・ 回廊アプローチについては、なお書きの削除と合わせて導入しないと金利の変動による影響を受けやすいものになるという意見があった。

今回の見直しは短期的な取組みであり、枠組みの大きな変更を伴うことになる回廊アプローチについては、検討の対象外とされた。

- ・ 重要性基準については、現行のまま残して必ずしも期末の割引率に基づいて退職給付債務が計算されないと、国際的な会計基準と異なることになるため、むしろこの取扱いを見直すべきではという意見があった。

期末の利回りを基礎とする今回の改正が、重要性基準を採用した際の「長期的な見積計算であるために重要性による判断を認める」という考え方を否定するものではなく、また重要性基準が回廊アプローチとの比較において採用されたものであることを踏まえると、回廊アプローチの導入と切り離して重要性基準の廃止のみを議論することは適当ではないとして、今回の検討においては見直さないこととされた。

(1) 重要性基準：割引率見直しによる変動が一定の範囲内である場合、割引率を見直さないことができる。なお、発生した数理計算上の差異は全額費用処理を行う。

(2) 回廊アプローチ：割引率を期末の基準で見直す。ただし、発生した数理計算上の差異のうち、一定の範囲内にある部分は償却しない。

(*) なお、本公開草案には記載されていませんが、国際的な会計基準の見直しの方向性が、数理計算上の差異の即時認識に向かっていることを踏まえると、回廊アプローチ自体も見直しの方向に進むと考えられます。

以上